

# 衆議院農林水産委員会ニュース

【第 213 回国会】令和 6 年 3 月 21 日（木）、第 3 回の委員会が開かれました。

## 1 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第 50 号）

- ・坂本農林水産大臣、武村農林水産副大臣、舞立農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。  
(賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志)
- ・古川康君外 6 名（自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志）から提出された附帯決議案について、緑川貴士君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。  
(賛成－自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志)  
(質疑者) 中川郁子君（自民）、稲津久君（公明）、緑川貴士君（立憲）、神谷裕君（立憲）、野間健君（立憲）、掘井健智君（維教）、田村貴昭君（共産）、長友慎治君（国民）、北神圭朗君（有志）

(質疑者及び主な質疑事項)

### 中川郁子君（自民）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案関係

- ア これまでの金融税制上の支援措置の成果
- イ 農産加工業者が置かれている状況についての評価
- ウ 原材料調達安定化措置の対象として想定される業種
- エ 農業の人手不足への対策
- オ 原材料国産化に向けた生産から流通にかけての一体的な支援の必要性

### 稲津久君（公明）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案関係

- ア 調達安定化は別の法律や予算措置で対応するという考え方に対する農林水産大臣の見解
- イ 調達安定化措置の対象品目追加の考え方
- ウ 承認実績の少ない業種についての認識と今後の対応
- エ 第 2 条第 2 項の事業活動に支障を生ずる「おそれ」という文言の意味
- オ 原材料調達安定化措置において想定される具体的な取組

### 緑川貴士君（立憲）

- (1) 政策金利の引上げによる農業関係者への影響
- (2) 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案関係
  - ア 2019 年度に承認を受けた計画に係る国産農産物の使用率が 2022 年度にかけて下がったことに対する農林水産大臣の認識
  - イ 国産農産物の使用量の目安を国が事業者に示す必要性
  - ウ 目安を示すことで国産原料の利用を促す必要性
  - エ 経営改善計画及び調達安定化計画両方の承認を受けた事業者に対する支援の拡充の必要性
  - オ 米粉の二次加工業者も支援対象とする必要性
  - カ 野菜加工品製造業者も支援対象とする必要性

### 神谷裕君（立憲）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案関係

- ア 時限立法の廃止の検討
- イ 現行制度の活用状況
- ウ 株式会社日本政策金融公庫による貸付制度の整理統合の必要性
- エ 輸入原材料調達コスト上昇による事業者への影響の把握状況
- オ 期限延長ではなく国産原材料への切替えを促す新法を制定することについての農林水産大臣の所感
- カ 原材料の国産への切替えに対する体系的かつ総合的な支援の必要性
- キ 海外からの原料調達のリスクの低減の重要性

### 野間健君（立憲）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案関係

- ア 関税引下げが予定されている主な品目
- イ オレンジ等の果汁の外国製品のシェア
- ウ 恒久法とすることについての見解
- エ 農産加工業者による価格転嫁の状況
- オ 中小の農産加工業者による価格転嫁の状況
- カ 指定農産物の価格水準が低下した場合にはその指定を解除することの確認
- キ 国産農産物を使用するインセンティブを低下させないよう多少情勢が変化したとしても支援を継続する必要性
- ク 新たな制度を中小企業にわかりやすく周知する必要性

### 掘井健智君（維教）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案関係

- ア 現行法が日本の農業を守ることを目的としていることの確認
- イ 調達安定化計画の承認基準における原材料の調達の在り方
- ウ 計画の承認基準が国内産業の保護に寄与することの確認
- エ 現行法の下での国産農産物の利用促進
- オ 前々回の改正で計画の承認基準に「地域の農産物の利用の促進」等の文言を追加したことの意味及び効果
- カ 法制定からの国産原材料シェア拡大の状況
- キ 法の対象に需給のひっ迫する農産物を加えることで法のたてつけが変わることについての認識
- ク 共通項目はあっても目的が違うことに対する政府参考人の認識
- ケ 法の一貫性を確保する必要性
- コ とうもろこしを指定農産物に加える必要性
- サ 改正案中の「原材料たる農産物の国内の生産地との連携の強化」には国産原材料への切替えを促進する意図が含まれていることの確認
- シ 小麦及び大豆の国内需要を満たす国内生産の実現可能性

### 田村貴昭君（共産）

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案関係

- ア パン、みそ、しょうゆ、麺及び煎餅を製造する加工業者の経営状況
- イ 国産転換促進を意図した法改正であることの確認
- ウ 国産原材料への転換についての取組
- エ 学校給食に地元産小麦を使用することの意義
- オ 学校給食への地元農産物の供給に向けたかかり増し経費関係
  - a 国が支援する制度を設ける必要性
  - b 文部科学省との連携
- カ 麦類作経営の収支状況

**長友慎治君（国民）**

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案関係

- ア 計画の承認を受けた事業者の雇用増加率及び現行法上のK P I
- イ 計画の実態的な審査主体及び審査の方法
- ウ 指導及び助言の実際の主体
- エ 経営支援関係
  - a 融資後のフォローの実施状況
  - b 国による的確にアドバイスができる人材育成の有無

**北神圭朗君（有志）**

小麦関係

- ア 今回の法改正によって輸入から国産に切り替わる量及び国産小麦の生産量の見通し
- イ 小麦の国産化についての方針
- ウ 小麦の国産化を進めるための財源を輸入によるマークアップに依存している状況についての政府の認識
- エ 小麦の国産化推進の財源を見直す必要性及び国産小麦のコスト削減の方策